

## 令和6年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

令和6年2月9日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 正木善昭

2番 大井栄一

3番 中野 栄

4番 三須清一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川村泉治

8番 根本 博

9番 大炊三枝子

10番 田口 忠

### 4. 出席事務局職員

局長 柏木幸昌

農地係長 遠藤幸廣

主査 富塚隆則

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決  
処分について

報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 4 号 農用地利用集積計画の変更について

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

**三須 清一会長** ただいまから、令和6年第2回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10番 田口 忠委員

1番 正木 善昭委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚主査を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」4件、議案第4号「農用地利用集積計画（案）について」新規2件、再設定3件、所有権移転2件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日 令和6年2月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、畑1筆、合計面積は1,004平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約100mに位置しています。

位置図は、議案書の4ページをご覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇の方です。

自宅から近く効率的に耕作できるため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第1号整理番号1番について調査結果を報告します。

第2調査会で、譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約0.36ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日、妻が100日です。

トラクター、農用自動車を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

整理番号2番、整理番号3番は譲受人が同一人の案件のため、一括して審議いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 整理番号2番整理番号3番の申請地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、面積は743平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約400mに位置しています。

位置図は、議案資料の13ページをご覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。

農業経営拡大のため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第1号整理番号2番整理番号3番について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.01ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター、農用自動車を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号整理番号2番、整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番、整理番号3番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日 令和6年2月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は19ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積942平方メートルです。

転用目的は、駐車場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇から南東側約600mに位置しています。

位置図は、議案資料の20ページをご覧ください。

事業計画書では、雨水は全面砂利敷きにすることで敷地内に自然浸透で処理します。道路側は、すでにフェンスで囲われているため、安全が確保されています。

周辺農地は全て自己所有のため、問題ないとのことです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第2号について、調査結果を報告します。

申請人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、隣接する農地に影響がないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

以上のことから農地法第4条の許可要件は満たしており、第2調査会では、全員一致で許可相当との判断に至りました。以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

整理番号1番から整理番号3番は同一事業のため、一括して審議いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日 令和6年2月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は30ページからとなります。

整理番号1番から整理番号3番は、一括して説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は1,887平方メートルの所有権を移転するものです。

転用目的は車両置場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東側約700mに位置しています。

位置図は、議案資料の39ページをご覧ください。

譲受人は、豊島運輸有限会社で、譲渡人は〇〇の方です。

事業計画書では、バス駐車場不足解消のため、本社営業所に近接する当該地にバス駐車場整備を計画しました。

雨水は計画地内を砂利敷込み転圧し、敷地周囲にコンクリートブロックを1段から2段立ち上げ、敷地全体で自然浸透します。

敷地境界に設置するフェンスは、日照・通風に配慮し、ネットフェンスとします。

また資力については、全て自己資金で賄う予定で、残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第3号整理番号1番から3番について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人の社員および代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地に影響がないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達して



いる区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500m以内であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障がない旨確認されたことから、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号1番から整理番号3番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番から整理番号3番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第3号整理番号4番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案の説明をいたします。

議案書4ページ、議案資料は60ページからとなります。

整理番号4番の申請地は、〇〇〇字〇〇〇地先の畑2筆、合計面積は330.45平方メートルの使用貸借件を設定し、住宅を建設するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇の北西側約280mに位置しています。

位置図は、議案資料の63ページをご覧ください。

申請理由は、実家から近く市道に接している周辺農地に影響が少ない、父親所有の土地に自己住宅を建設するものです。

上水は市道内の既設水道管から引き込み、雨水は雨水浸透枳にて敷地内に浸透し、越流分は雨水管に接続します。

下水は浄化槽で処理後、雨水管に放流します。

計画地は平坦地で、敷地外周にコンクリートブロック3段積による土留を施工することにより、周辺農地にも影響を及ぼすことはありません。

また、資力については、借入金及び自己資金で賄う予定で、残高証明書及び住宅ローン事前審査結果で確認しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第2号整理番号4番について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲渡人、譲受人双方の代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地に影響がないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨、確認されたことから、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号4番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号4番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業地利用集積計画（案）について」審議します。

なお、整理番号6番、7番について〇委員が関係者となっております。

〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の5ページをお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日 令和6年2月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は77ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規2件、再設定3件、所有権移転2件です。

整理番号1番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は412平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定するものは〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号2番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は344平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は6年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号3番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は940平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定するものは〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号4番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,859平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定するものは〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号5番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は8,812平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定するものは〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号6番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,938平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定するものも〇〇の方です。

整理番号7番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田2筆、合計面積は4,942平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定するものも〇〇の方です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて第2調査会長から議案第4号の調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第4号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は借受地のみ約0.27ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間365日、妻が15日です。

トラクター、耕運機、管理機等を揃えています。

整理番号2番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約4.05ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農家用軽貨物、管理機等を揃えています。

整理番号3番、整理番号4番、整理番号5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.54ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日、妻が50日、子も50日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号6番、整理番号7番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め、約8.01ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻も330日、子が310日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容をもとに審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

整理番号1番から5番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番から5番については原案どおり決定することとしました。

次に整理番号6番、7番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっています。

先ほども申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(○委員退室)

整理番号6番、7番についてご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号6番、7番については原案どおり決定することとしました。○委員を入室させてください。

(○委員入室)

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。

報告は第1号から5号までの5件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。

届出事由は、住宅です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。

届出事由は、宅地開発が1件、分譲住宅用地が1件、宅地分譲が1件、住宅が1件です。

報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、6件受理しました。

通知の事由は、耕作者の変更が4件、売買が2件です。

報告第4号は「農用地利用集積計画の変更について」3件通知がありました。

通知事由は、賃料の変更で令和3年第7回総会案件分です。

報告第5号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で1件受理しました。

届出事由は相続です。

以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から5号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第2回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。